

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

（Ⅳ－２－２ 都市施設）

改正案	現行
<p>Ⅳ－２－２ 都市施設</p> <p>Ⅰ）都市施設全般にわたる事項（略）</p> <p>Ⅱ）施設別の事項</p> <p>A 交通施設</p> <p>A－１ 交通施設全般（略）</p> <p>A－２ 道路</p> <p> 1 都市における道路の機能と道路種別（略）</p> <p> 2 道路の都市計画の考え方</p> <p> （１）～（４） 略</p> <p> （５）道路構造令等の適用</p> <p> <u>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成２３年法律第３７号）の道路法改正部分の施行（平成２４年４月１日）により、道路法第３条に規定する都道府県道、市町村道の道路の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）に定める建築限界等の一部の事項を除き道路構造令を参酌して道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなる。同法施行後は、道路法上の道路を都市施設として都市計画に定める場合は、地域の実情等を踏まえつつ、当該改正による新しい道路の構造の技術的基準に適合するよう決定する必要がある。</u></p>	<p>Ⅳ－２－２ 都市施設</p> <p>Ⅰ）都市施設全般にわたる事項（略）</p> <p>Ⅱ）施設別の事項</p> <p>A 交通施設</p> <p>A－１ 交通施設全般（略）</p> <p>A－２ 道路</p> <p> 1 都市における道路の機能と道路種別（略）</p> <p> 2 道路の都市計画の考え方</p> <p> （１）～（４） 略</p> <p> （５）道路構造令の適用</p> <p> <u>都市施設として都市計画に定める道路のうち道路法上の道路として新設又は改築されるものについては、その計画事項である幅員、線形等が道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）に適合している必要がある。</u></p> <p> <u>また、既に決定されている都市計画道路のうち、整備着手時点における道路構造令の規定に従って整備されているものについては、現行の道路構造令を遡及して適用する必要はないが、今後、新設又は改築を行うものについては、都市計画決定されている幅員が現行の道路構造令の一般規定を適用した場合に十分であるかを検証したうえで、必要に応じ都市計画を変更すべきである。この場合、沿道に堅固な建築物が立地している等により、道路構造令の一般規定を適用することが事業費の高騰等社会経済上大きな影響を及ぼすものと判断される場合には、</u></p>

関連する都市計画道路の変更等を行い、当該道路の機能の一部を代替させることにより、道路構造令の一般規定に適合させて整備することが望ましい。しかしながら、この方法により道路構造令の一般規定に適合できない場合であつて、上記のように道路構造令の一般規定をそのまま適用することが社会経済上多大な影響を及ぼすものと判断される場合には、住民の合意形成や技術、費用の面等特別の理由によりやむを得ない場合に限り、既決定の都市計画道路について道路構造令中の各例外規定を適用する余地もあると考えられる。

(6) ~ (8) (略)

3 道路の都市計画の取扱い (略)

A-3 ~ A-6 (略)

B ~ I (略)

(6) ~ (8) (略)

3 道路の都市計画の取扱い (略)

A-3 ~ A-6 (略)

B ~ I (略)